

平成30年度石川県農業活性化協議会 第2回通常総会

日 時：平成30年12月4日(火)

13:30～

場 所：県庁「1109会議室」

次 第

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 議事録署名人選出

4. 議 事

議案1

平成31年産の需要に応じた米等の生産について

議案2

平成31年産主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分について

議案3

平成31年産主食用米の地域協議会間調整の実施について

議案4

平成31年度石川県水田フル活用の基本的な考え方について

5. 閉 会

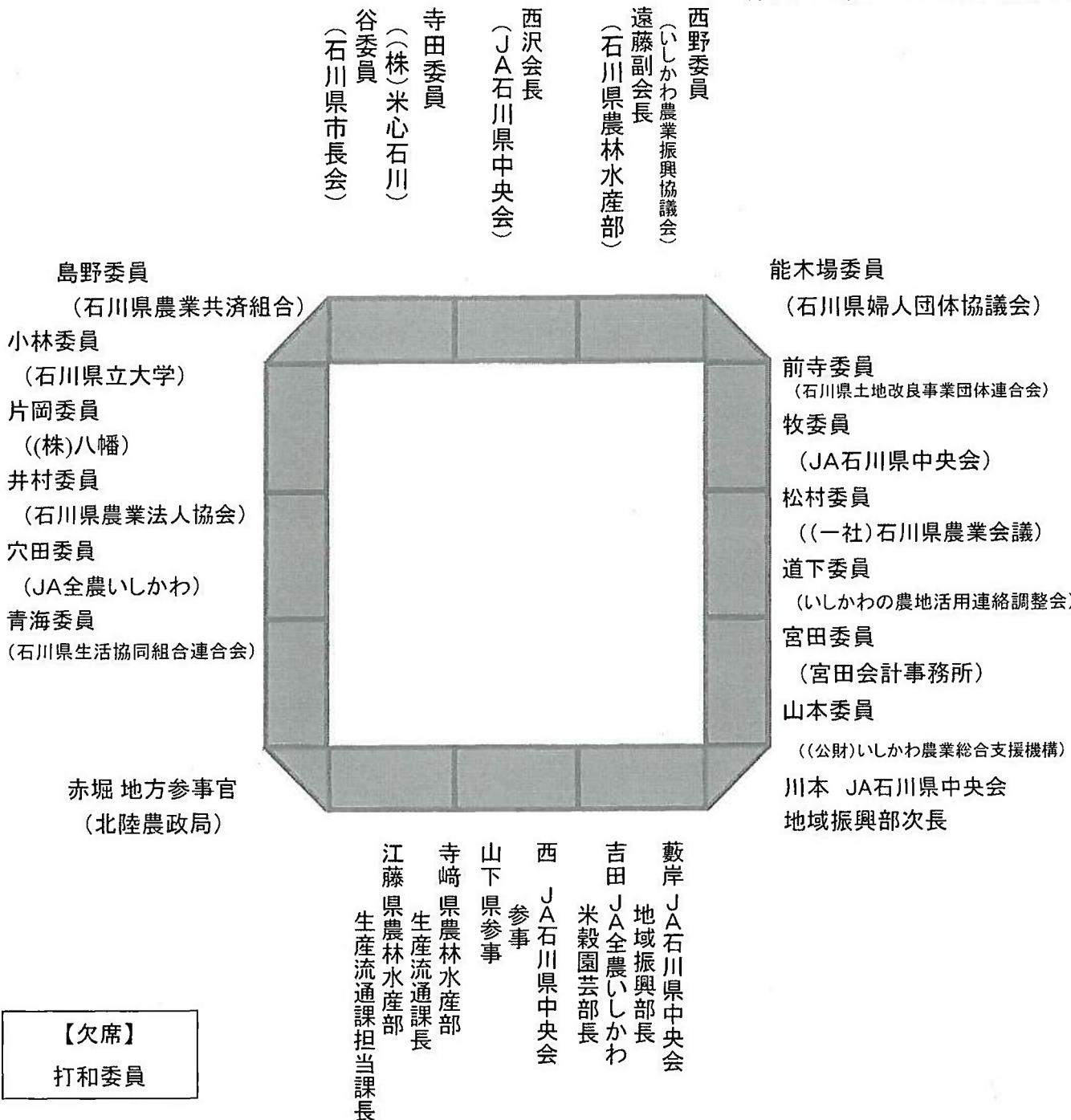
石川県農業活性化協議会 委員名簿

(50 音順)

青 海 万里子	石川県生活協同組合連合会 専務理事
穴 田 瞳 実	全国農業協同組合連合会石川県本部 県本部長
井 村 辰二郎	石川県農業法人協会 副会長
打 和 浩 之	石川県町長会 事務局長
遠 藤 知 庸	石川県 農林水産部長 (副会長)
片 岡 敏 雄	(株) 八幡 常務取締役
小 林 雅 裕	石川県立大学 名誉教授
島 野 克 己	石川県農業共済組合 専務理事
谷 晃	石川県市長会 事務局長
寺 田 吉 浩	(株) 米心石川 代表取締役専務
西 沢 耕 一	石川県農業協同組合中央会 会長 (会長)
(新) 西 野 純 一	いしかわ農業振興協議会 副会長
能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会 会長
前 寺 清 一	石川県土地改良事業団体連合会 専務理事
牧 康 晴	石川県農業協同組合中央会 専務理事
松 村 一 美	(一社) 石川県農業会議 事務局長 (監事)
道 下 真 也	いしかわの農地活用連絡調整会 委員
宮 田 吉 弘	税理士法人 宮田会計 相談役 (監事)
山 本 藤 潤	(公財) いしかわ農業総合支援機構 参事

平成30年度 石川県農業活性化協議会 第2回通常総会（座席表）

平成30年12月4日(火) 13:30から
県庁11階 1109会議室



事務局

議案資料

- 議案1 平成31年産の需要に応じた米等の生産について ...P 1
- 議案2 平成31年産主食用米の生産基準数量の設定及び
地域協議会への配分について ...P 9
- 議案3 平成31年産主食用米の地域協議会間調整の実施について ...P 13
- 議案4 平成31年度石川県水田フル活用の基本的な考え方について ...P 17

議案 1

平成31年産の生産に需要について
応じた米等の産生 (案)

平成30年1月22日
石川県農業活性化協議会

次 目

本県における平成31年産以降の需要に応じた米等の生産に関する基本方針

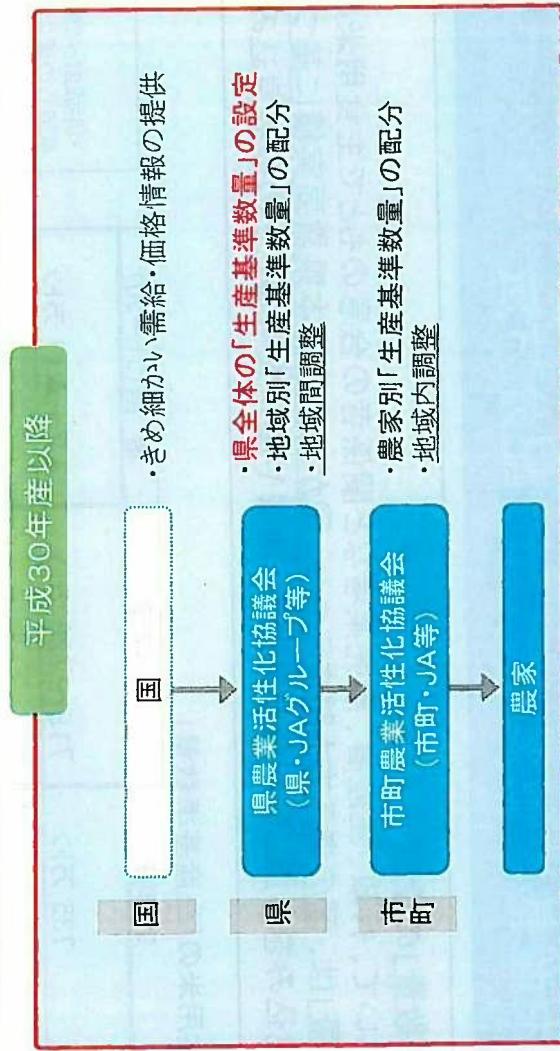
- 1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み 1
- 2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法 2
- 3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整 3
- 4 水田フル活用の促進 4
- 5 需要に応じた作付の推進に向けた產地交付金の活用 5
- 6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割 6

本県における平成31年産以降に応じた米等の生産に関する基本方針 1 需要に応じた米等の生産に関する基本方針

○本県における基本的な考え方（平成29年3月24日県農業活性化協議会通常総会において決定）
・主食用米の需要減少が今後も見込まれる中で、本県農業者の所得を確保するためには、県産米へのニーズに応えるための売れる米づくりに向けた取組を推進する一方、主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要。

・このため、県段階及び地域段階の農業活性化協議会を中心に、農業者、農業関係機関・団体、行政等が一体となつて、平成30年産以降も引き続き、需要に応じた主食用米のフル活用の取組を進め、本県農業者の所得の確保を図る。
・食用米等を適切に組み合わせた水田の生産基準数量の確保を要望しつつ、生産者が取り組みやすく、現場に大きな国に対し全国段階における主食用米の需給バランスの確保を構築するとともに、全国段階での米需給や各県の動向混亂をきたさないように、従来のスキームを基本とした仕組みを踏まえて取組の見直しを行う。

○需要に応じた米等の生産の仕組み
・生産数量目標に代わる主食用米の「生産基準数量」を設定し、県段階から農家段階に提示し、基準数量以内の生産となるよう調整
・県協議会、地域協議会が連携し、需給調整に対する農家の理解が得られるよう働きかけるとともに、きめ細かな情報を提供



2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法

(1) 主食用米の「生産基準数量」の設定

- ・県農業活性化協議会において、行政、生産者、販売業者など関係者の合意のもとで主食用米の「生産基準数量」を決定。
- ・主食用米の「生産基準数量」は、国の考え方とも踏まえつつ、国が公表する本県需要実績に基づき設定するよう見直す。
- ・将来的の県産米の需要見込みを考慮した配分を見据え、地域や集荷業者等ごとの需要見込みの把握方法を検討。

本県における平成31年産主食用米の「生産基準数量」

区分	30年産	31年産	増減(31-30)
全国の生産量の見通し	735万トン	718～726万トン	▲9～▲17万トン
本県の生産基準数量	120,996トン	120,996トン	0トン
平年収量(※)	520kg/10a	520kg/10a	0kg/10a
面積換算値	23,268ha	23,268ha	0ha

※ 「農林水産省作物統計」より

(2) 県協議会から地域協議会への配分

- ・主食用米の「生産基準数量」は、これまでと同様、水田台帳面積と1等米比率を基本として算定することとし、地域ごとの生産力の実態と乖離しないよう、水田台帳面積に主食用米の作付率を乗じることで作付実績を考慮する。
- ・激変緩和のため、作付率の反映は30年産は1／3算入、31年産は2／3算入、32年産は3／3算入とする。
- ※作付率：主食用米の「生産基準数量」(生産数量目標)に対する主食用米の作付面積（上限100%、7中5で算出）。作付率が高いほど配分数量が増える仕組み

(3) 地域協議会から認定方針作成者への配分

- ・地域の生産実態等を踏まえた地域独自の配分に配慮。

(4) 水田台帳面積の報告、作付実績の確認

- ・各市町は水田台帳面積を整備し、9月末までに県に報告。
- ・地域協議会が當農計画書に基づき、農業者ごとの主食用米の作付実績を確認し、7月末までに県協議会に報告
- ※修正が必要となった場合は10月末までに報告

3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整

- ・主食用米の「生産基準数量」を遵守した上で主食用米の生産を最大限に行うため、基準数量の地域協議会内と地域協議会間の調整をきめ細かにすることにより、過不足のない主食用米の作付けを目指す。
→地域協議会間の調整は県協議会事務局が、地域協議会内の調整は地域協議会事務局が中心となり実施
- ・主食用米の「生産基準数量」の円滑な調整とともに需要のある作物の生産拡大に向けた取組を促す観点から、基準数量の出し手となる地域協議会に対して、調整数量(面積)に応じた产地交付金の配分を検討。
※出し手地域協議会は、上乗せ交付された产地交付金を主食用米以外の作物作付に対する产地交付金の財源の一部として活用

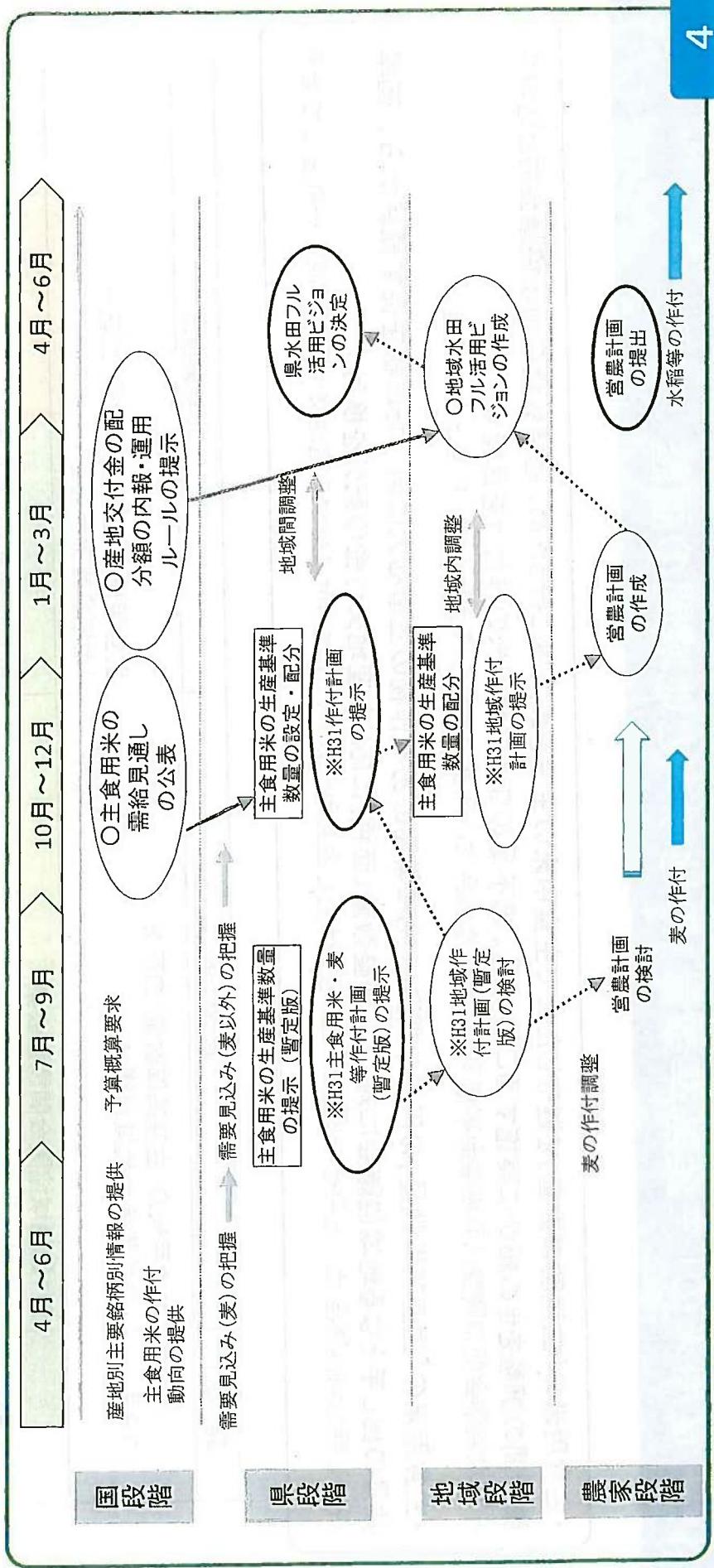
時 期	県協議会	地域協議会
12月	主食用米の「生産基準数量」の配分 (県協議会⇒地域協議会)	主食用米の「生産基準数量」の配分 (地域協議会⇒農家)
1月～ 2月中旬	第1回地域協議会間調整会議 ・今後のスケジュール等 H31年産米の数量調整に係る意向調査の実施 (県協議会⇒地域協議会)	地域協議会内調整の実施 (地域協議会⇒農家)
2月下旬		地域内で調整未了となつた数量を報告 (地域協議会⇒県協議会)
3月上旬	第2回地域協議会間調整会議 ・意向調査結果に基づく調整結果等 調整数量の通知 (県協議会⇒地域協議会)	調整数量の通知 (地域協議会⇒農家)

※過不足のない主食用米の作付けを図るため、3月上旬以降も可能な限り対応することとする。

4 水田フル活用の促進

- ・実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進めるとともに、水田の高精度利用を促進することにより、農家所得の最大化を図る。
- ・麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、加工用米、備蓄米、飼料用米等新規需要米の作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を抑制する。
- ・需要に応じた作物の作付の推進に向け、引き続き県協議会・地域協議会段階の「水田フル活用ビジョン」において生産振興方針等を示す。
- ・作物の計画的な作付を促進するため、作付が早い麦作等への対応を考慮して、県協議会は8月頃を目途に県段階の需要見込みを踏まえた翌年産の県作付計画を地域協議会に提示し、地域協議会はそれを踏まえて地域作付計画を作成し、農家に提示等を行う。

- ・実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進めるとともに、水田の高精度利用を促進することにより、農家所得の最大化を図る。
- ・麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、加工用米、備蓄米、飼料用米等新規需要米の作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を抑制する。
- ・需要に応じた作物の作付の推進に向け、引き続き県協議会・地域協議会段階の「水田フル活用ビジョン」において生産振興方針等を示す。
- ・作物の計画的な作付を促進するため、作付が早い麦作等への対応を考慮して、県協議会は8月頃を目途に県段階の需要見込みを踏まえた翌年産の県作付計画を地域協議会に提示し、地域協議会はそれを踏まえて地域作付計画を作成し、農家に提示等を行う。



5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用

(1) 産地交付金の趣旨

「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色ある産品の産地づくりに向けた取組を支援するもの。
A：都道府県や地域協議会が対象作物、助成水準等を設定するもの(戦略作物の作付等に応じて県が地域協議会に財源を配分するもの)。
B：国が指定する取組に対し、当年の実績に応じて都道府県に配分するもの。

(2) H31 産地交付金の見直しの概要

追加配分の対象となる取組を以下のように見直し

【平成30年産】

対象作物	取組内容	交付単価
飼料用米 米粉用米	多収品種の取組	12,000円/10a
加工米	複数年契約(3年間)の取組※継続分のみ	12,000円/10a
そば なたね	作付の取組※基幹作のみ	20,000円/10a
転換作物	主食用米作付面積の減少	10,000円/10a
新市場開拓用米	作付の取組※基幹作のみ	20,000円/10a
畑地化	畑地化的取組 ※取組年度限り、交付可	105,000円/10a

【平成31年産】(概算要求)

対象作物	取組内容	交付単価
飼料用米 米粉用米	多収品種の取組	12,000円/10a
そば なたね	作付の取組※基幹作のみ	20,000円/10a
転換作物	主食用米作付面積の減少	10,000円/10a
高収益作物等	主食用米面積減少と併せて作付面積の拡大	20,000円/10a
新市場開拓用米	作付の取組※基幹作のみ	20,000円/10a
畑地化	畑地化的取組 ※取組年度限り、交付可	105,000円/10a

※県への配分

(3) 県における配分方法の見直しの検討

【現状】

・地域配分：①麦、大豆を基幹作とした水田の高度利用面積、②麦、大豆、産地戦略作物等における総作付面積のシェア、
③耕畜連携面積、④生産基準数量地域間調整の出し手面積、⑤旧從来枠シェアに応じて配分。
・県設定：①園芸5品目の新規作付増反面積、②麦、大豆、非主食用米、園芸5品目等のニモ作面積に応じて交付。

【検討内容】

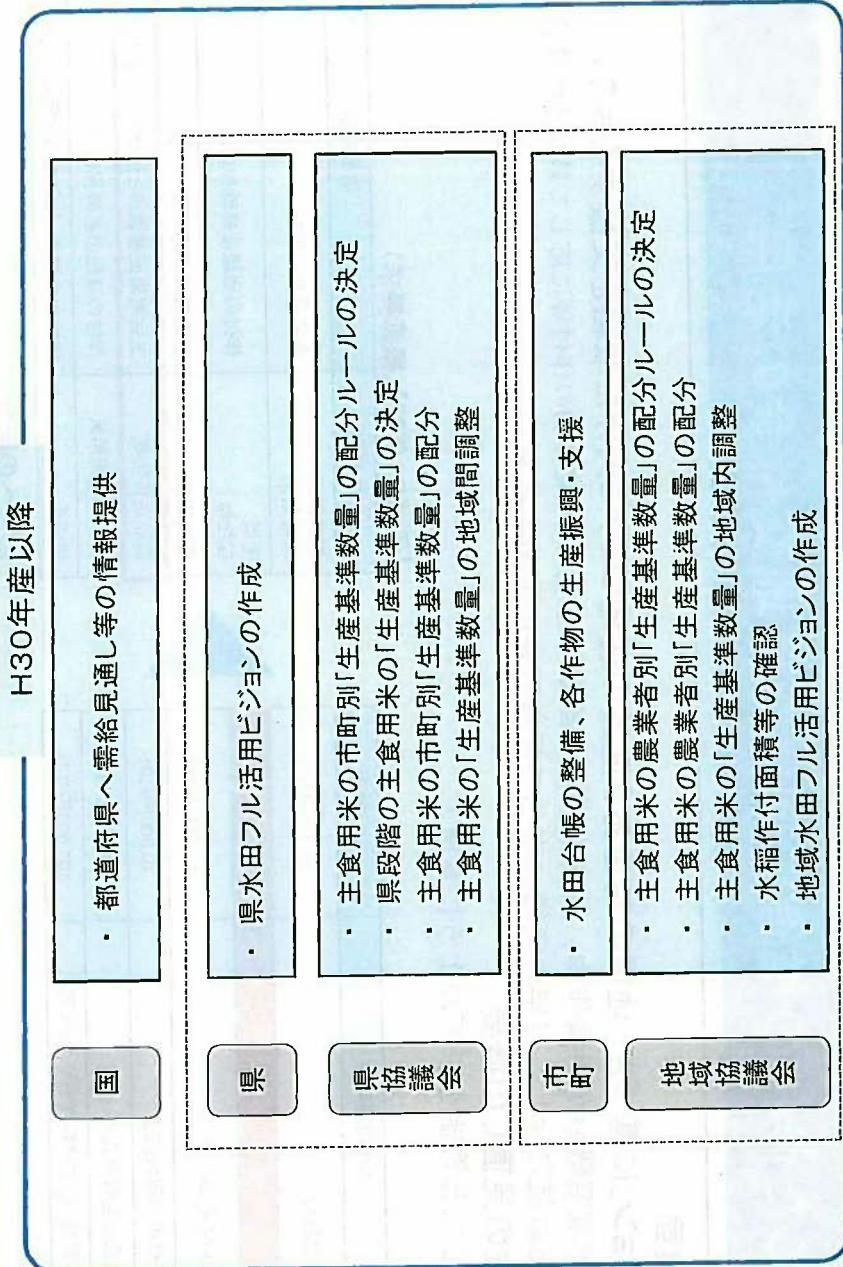
・県設定の②ニモ作への交付について、対象品目の追加および、交付単価の見直し。

（4）見直しのスケジュール(予定)

- ・1月中旬 国からの産地交付金の配分額の内報・運用ルールの提示
- ・1月下旬 産地交付金の配分案の作成(県協議会)
- ・2月上旬 地域協議会・農家からの意見聴取
- ・2月下旬 県農業活性化協議会において、産地交付金の配分を決定

6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割

- (1) 県農業活性化協議会（県、ＪＡグループ、生産者、消費者団体等）
・主食用米の「生産基準数量」の検討など米政策に係る重要事項の審議を行うため、協議会内に地域農業活性化協議会により構成する米政策部会を設置（29年5月設置）。
- (2) 地域農業活性化協議会（市町、ＪＡ、生産者、消費者団体等）
・地域の農業振興の基本となる水田フル活用ビジョンを検討するため、地域の幅広い担い手農家や集荷業者・団体等の参画に配慮。
- (3) 担い手農家等の意向を踏まえた制度運営
・県協議会・地域協議会において、石川県農業法人協会やいしかわ農業振興協議会等の担い手農家等と意見交換を実施し、それらの意を踏まえた制度運営に配慮。
- (4) 運営体制の維持・強化
・実務担当者研修、事務取扱マニュアルの作成などにより実務担当者の資質を向上。国の事務費予算の確保を要望。



平成31年産主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分（案）

1 本県における生産基準数量の設定

120,996トン(面積換算23,268ha)

(1) 背景

平成28年産以降の生産基準数量は、シェア率を平成27年から固定しており、国が公表する本県需要量との乖離が発生していたため、平成31年産以降の生産基準数量は、国の考え方も踏まえつつ、需要実績に基づき設定するよう見直す。

(2) 設定方法

平成27年～29年の石川県産米の需要量(3ヵ年平均)
124,714トン…①

平成27年～29年の全国の生産数量目標(3ヵ年平均)
743万トン…②

平成31年産 全国の主食用米生産量の見通し
718～726万トン…③

全国の主食用米生産量の見通し等の減少率(1-③／②)
2.29～3.37%…④

全国の生産量見通し等の減少を勘案した本県の生産基準数量(①×(1-④))
120,511～121,858トン
(前年▲485～+862トン)

全国の需給見通し等の減少を勘案した計算結果は上記となるが、31年産米の生産基準数量は、需要環境の安定に配慮しつつ、本県の戦略作物等を含めた生産実態を踏まえ、120,996トンとする。

区分	30年産	31年産	増減(31-30)
全国の生産量の見通し	735 万トン	718～726 万トン	▲9～▲17 万トン
本県の生産基準数量	120,996 トン	120,996 トン	0 トン
平年収量(※)	520 kg/10a	520 kg/10a	0 kg/10a
面積換算値	23,268 ha	23,268 ha	0 ha

※ 「農林水産省作物統計」より

2 地域協議会別生産基準数量の配分

(1) 生産基準数量の配分方針

県協議会から地域協議会に対する生産基準数量の配分については、これまでの生産数量目標の市町への配分と同様、本県における生産基準数量のうち、90%を市町から報告のあった見直し後の水田面積、10%をコシヒカリの1等米比率を基本として算定。ただし、作付実績を考慮するため、水田面積に主食用米の作付率（7年中5）を乗じて算定する。

(2) 地域協議会別生産基準数量の算定方法

$$\text{① 本県における生産基準数量} = (\text{A})$$

② 教育・試験研究機関（以下「教育機関等」という）における水稻作付予定面積を、該当協議会の基準単収で数量に換算し、当該数量(B)を本県における生産基準数量から控除

$$\text{生産基準数量 (A)} - (\text{B}) = (\text{C})$$

③ 水田面積に基づく配分

$$\frac{\text{地域協議会別の米生産可能数量} (\text{※3})}{\text{県全体の米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times (\text{C}) \times 90\% = (\text{D})$$

(※3) 地域協議会別水田面積 × 地域協議会別基準単収

④ コシヒカリの1等米比率に基づく配分

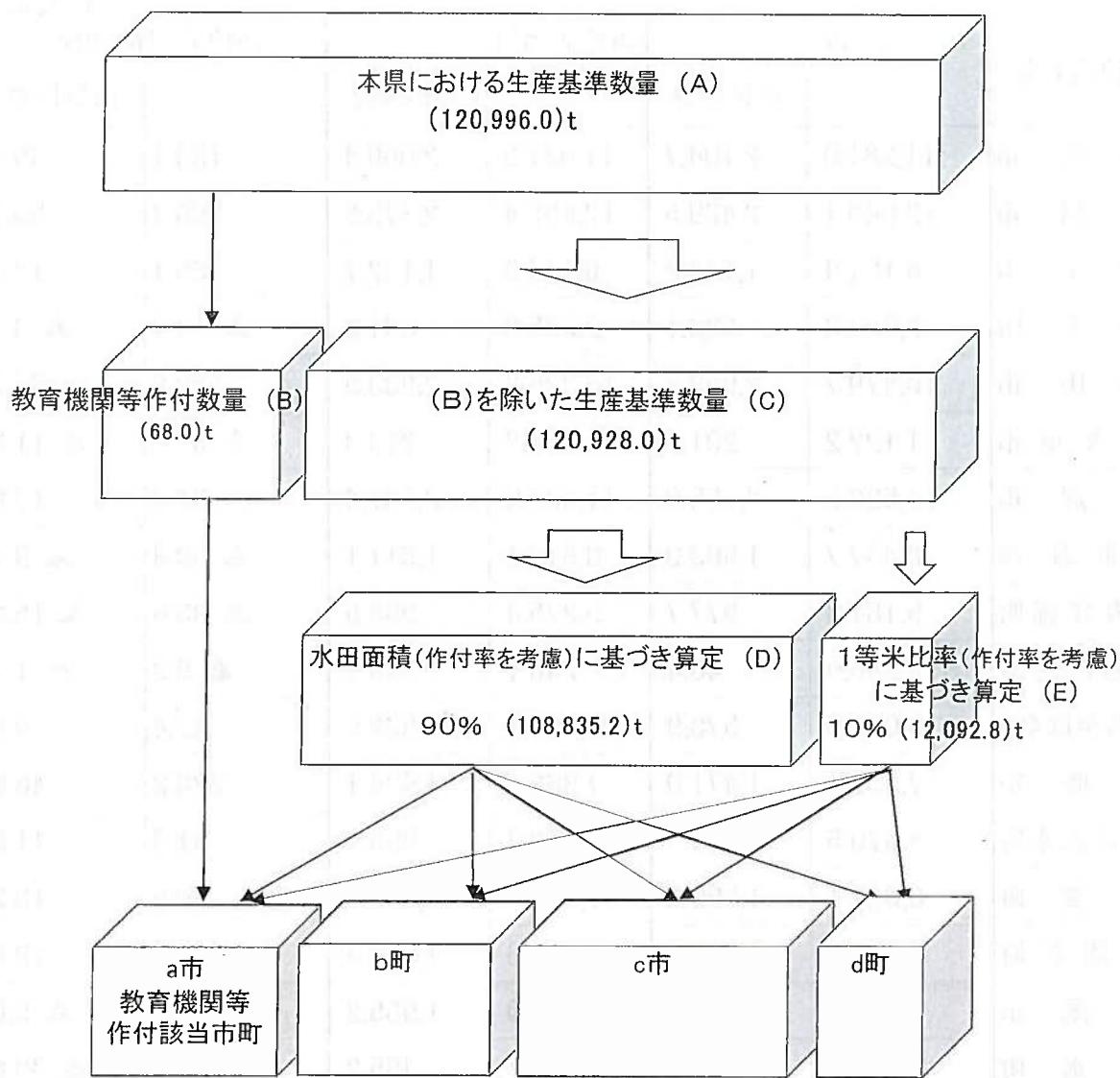
$$\frac{\text{地域協議会別の1等米生産可能数量} (\text{※4})}{\text{県全体の1等米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times (\text{C}) \times 10\% = (\text{E})$$

(※4) 地域協議会別水田面積 × 地域協議会別基準単収 × 地域協議会別1等米比率

$$\text{⑤ 地域協議会別配分数量} = (\text{D}) + (\text{E})$$

⑥ 上記②で控除した数量(B)を作付けが行われる地域協議会へ算入

【算定イメージ】配分方法



< 算定の基礎となる指標 >

(1) 水田面積

地域協議会毎の水田面積を基に平成30年度の出入り作面積を加除して算定

(2) 作付率

地域協議会毎の生産基準数量に対する主食用米の作付面積の割合を直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定。激変緩和のため、平成30年度は3分の1、31年度は3分の2（今回）、32年度3分の3算入

(3) 基準単収

地域協議会毎の単収（農林水産統計の直近7年中最高と最低を除いた5年平均）に農林水産統計の加賀・能登別の平年単収に整合するよう補正して算定

(4) 1等米比率

地域協議会毎の直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定

平成31年産主食用米の地域協議会別生産基準数量(案)

(トン、ha)

協議会名	31年産当初	30年産当初		30年産当初との差		
		面積換算	面積換算		面積換算	
加賀市	11,281.0	2,104.7	11,091.9	2,069.4	189.1	35.3
小松市	12,949.1	2,429.5	12,652.4	2,373.8	296.7	55.7
能美市	6,181.9	1,144.8	6,116.8	1,132.7	65.1	12.1
川北町	2,957.3	528.1	2,975.0	531.3	▲ 17.7	▲ 3.2
白山市	16,479.7	2,958.7	16,339.8	2,933.5	139.9	25.2
野々市市	1,122.2	201.5	1,188.2	213.3	▲ 66.0	▲ 11.8
金沢市	11,529.2	2,155.0	11,435.0	2,137.4	94.2	17.6
河北郡市	8,457.7	1,603.0	8,517.1	1,611.1	▲ 59.4	▲ 8.1
うち津幡町	5,181.8	977.7	5,275.4	993.5	▲ 93.6	▲ 15.8
うち内灘町	236.9	46.4	246.1	48.1	▲ 9.2	▲ 1.7
うちかほく市	3,039.0	578.9	2,995.6	569.5	43.4	9.4
羽咋市	7,590.6	1,471.0	7,362.4	1,424.1	228.2	46.9
宝達志水町	4,670.5	906.9	4,618.7	895.1	51.8	11.8
志賀町	8,027.1	1,599.0	7,976.5	1,585.8	50.6	13.2
中能登町	5,278.4	1,064.2	5,179.6	1,044.3	98.8	19.9
七尾市	9,474.9	1,949.6	9,522.0	1,955.2	▲ 47.1	▲ 5.6
穴水町	1,919.9	415.6	2,107.7	455.2	▲ 187.8	▲ 39.6
輪島市	5,145.0	1,090.0	5,694.1	1,201.3	▲ 549.1	▲ 111.3
能登町	3,978.2	866.7	4,132.0	896.3	▲ 153.8	▲ 29.6
珠洲市	3,953.3	834.0	4,086.8	862.2	▲ 133.5	▲ 28.2
県 計	120,996.0	23,322.3	120,996.0	23,322.0	0.0	0.3

(注)県計の面積換算値は、地域協議会毎に配分した数量を地域協議会毎の基準単収で換算したもの
積み上げた面積である。

平成 31 年産主食用米の地域協議会間調整の実施について

1. 趣旨

国から提供された需給見通しに基づき、石川県農業活性化協議会（以下、「県協議会」という。）が設定し、地域農業活性化協議会（以下、「地域協議会」という。）に配分した「主食用米の生産基準数量」（以下、「生産基準数量」という。）について、生産基準数量内で過不足のない作付けを行うため、地域協議会間の調整を実施する。

2. 調整方法

（1）調整窓口

県協議会及び地域協議会が窓口となり地域協議会間調整を行う。

（2）意向の確認と数量調整

県協議会は、生産基準数量について、地域協議会に対して意向調査を実施し、各地域協議会からの希望調整数量をとりまとめ、数量調整を行う。

（3）意向調査実施時期

平成 31 年 1 月 25 日（金）～2 月 25 日（月）

（4）調整対象

地域協議会から申出のあった数量について調整する。

地域協議会は、地域協議会内で調整した結果、調整できない数量がある場合に申し出るものとする。

（5）調整促進措置

調整促進措置として、生産基準数量の出し手地域協議会に対して、調整分の面積に応じて、転換作物拡大分として産地交付金を交付する。

（6）調整数量の計算方法

①拡大希望数量が縮小希望数量を超える場合

縮小希望地域協議会に対して、申出数量全量を縮小することとし、拡大希望地域協議会に対して、次のアとイによって計算した合計数量により配分する。

なお、配分計算は、拡大希望地域協議会間の計算による配分格差を是正するため、地域協議会が拡大希望する方針作成者に当初配分した生産基準数量に基づき行うこととし、計算数値は、地域協議会からの報告のあった数値を用いる。

- ア. 30年産主食用水稲作付面積の数量換算値から31年産当初配分数量を控除した数量による配分【5割】
イ. 「31年産当初配分数量による配分【5割】」

【アの計算方法】

(計算式)	対象となる方針作成者毎の30年産主食用水稲作付面積の 数量換算値 - 31年産当初配分数量 ... ④
-------	--

$$\text{縮小希望合計の } 5\% \times \frac{\text{対象となる方針作成者毎の30年産主食用水稲作付面積の数量換算値} - \text{31年産当初配分数量}}{\text{対象となる方針作成者合計数量}} \quad \text{④の方針作成者合計数量}$$

*④については「31年産当初配分数量」が「30年産主食用水稲作付面積の数量換算値」を下回った方針作成者が対象

【イの計算方法】

(計算式)	対象となる方針作成者毎の31年産当初配分数量 ... ⑤
-------	------------------------------

$$\text{縮小希望合計の } 5\% \times \frac{\text{対象となる方針作成者毎の31年産当初配分数量}}{\text{対象となる方針作成者合計数量}} \quad \text{⑤の方針作成者合計数量}$$

② 縮小希望数量が拡大希望数量を超える場合

上記①の計算によらず、縮小希望協議会の申出数量全量を縮小する。

なお、配分計算は、拡大希望地域協議会間の計算による配分格差を是正するため、地域協議会が拡大希望する方針作成者に当初配分した生産基準数量に基づき行うこととし、計算数値は、地域協議会からの報告のあった数値を用いる。

(7) 調整の留意事項

地域協議会間調整は、生産基準数量を順守する地域協議会をもって調整する。調整未了となった場合には、創意工夫により、全地域協議会での生産調整達成に努めることとする。

(8) 2月25日以降の数量調整

2月25日以降、新たな縮小希望数量が明らかに発生することが見込まれる場合は、調整可能な期間内に限り本調整方法に準じて数量調整を行う。ただし、出し手地域協議会への産地交付金の交付は行わないものとする。

(9) その他

詳細については、「平成31年産米の生産基準数量達成に向けた取り組みについて」による。

3. 地域協議会間調整数量の決定・通知・報告

地域協議会間調整会議を開催し、調整数量を決定する。

地域協議会間調整会議は、県協議会事務局会議をもってあてることとし、

調整結果について、地域協議会へ通知するとともに、県協議会総会に報告するものとする。

なお、2月25日以降の調整結果についても、同様とする。

4. スケジュール

12月4日（火） 県協議会通常総会の開催

1月25日（金） 平成31年産の数量調整にかかる意向調査の実施
～2月25日（月）

3月上旬 地域協議会間調整会議の開催
・意向調査結果と数量調整
対象地域協議会への通知

ω^2 is given by (17) and ω^3 is given by (18). Then we have

$\omega^2 = \frac{1}{2} \left(\omega_1 + \omega_2 \right)$ and $\omega^3 = \frac{1}{2} \left(\omega_1 - \omega_2 \right)$.
Hence $\omega^2 = \frac{1}{2} \left(\omega_1 + \omega_2 \right) = \frac{1}{2} \left(\omega_1 + \omega_2 \right) = \frac{1}{2} \left(\omega_1 + \omega_2 \right)$
 $\omega^3 = \frac{1}{2} \left(\omega_1 - \omega_2 \right) = \frac{1}{2} \left(\omega_1 - \omega_2 \right) = \frac{1}{2} \left(\omega_1 - \omega_2 \right)$
 $\omega^2 = \frac{1}{2} \left(\omega_1 + \omega_2 \right) = \frac{1}{2} \left(\omega_1 + \omega_2 \right) = \frac{1}{2} \left(\omega_1 + \omega_2 \right)$
 $\omega^3 = \frac{1}{2} \left(\omega_1 - \omega_2 \right) = \frac{1}{2} \left(\omega_1 - \omega_2 \right) = \frac{1}{2} \left(\omega_1 - \omega_2 \right)$

平成31年度石川県水田フル活用の基本的な考え方（案）

石川県農業活性化協議会

平成30年産主食用米は、都道府県ごとの増減があるものの、全国の作付面積が概ね前年と同水準となり、国の示す適正生産数量内と見込まれること等から、近年の米価は安定傾向にある。

国による生産数量目標の配分は廃止されたが、今後も主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要であり、引き続き主食用米の需給調整の取組を推進する一方、国の支援を最大限に活用し、水田のフル活用を進めることで、本県の農家所得の最大化と農業生産力の維持強化を図ることとする。

- 1 主食用米については、需給環境の安定に配慮しつつ、需要に応じた生産を基本に、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行う。
 - 『うまい・きれい石川米づくり運動』を着実に推進し、さらなる品質・食味の向上に加え、增收や省力・低コスト技術等の導入により収益性向上を図る。
- 2 実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進めるとともに、水田の高度利用を促進することにより、農家所得の最大化を図る。
 - ① 麦、大豆、産地戦略作物を中心として、水稻・麦・大豆の2年3作などの輪作体系を構築し、水田の高度利用を推進する。
 - ② 集落営農組織などを中心に経営の複合化による産地戦略作物の生産拡大と産地育成に取り組む。
 - ③ 基本技術の励行を徹底し、品質・単収の向上を図る。
- 3 水稻以外の作付けが困難な地域においては、加工用米、備蓄米及び飼料用米等新規需要米の作付けを推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を解消する。
 - ① 加工用米及び備蓄米は、事前契約により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから、引き続き生産に取り組む。
 - ② 新市場開拓用米は、他の非主食用米並の所得確保を前提に生産拡大を図る。
 - ③ 飼料用米は、多収品種の作付を推進するとともに、コスト削減と国の交付金の最大化に向けた収量向上に取り組む。
 - ④ 稲WCS及び飼料用米は、耕種農家と畜産農家のマッチングを図り、地域内流通を進める。

参 考 資 料

米の基本指針のポイント

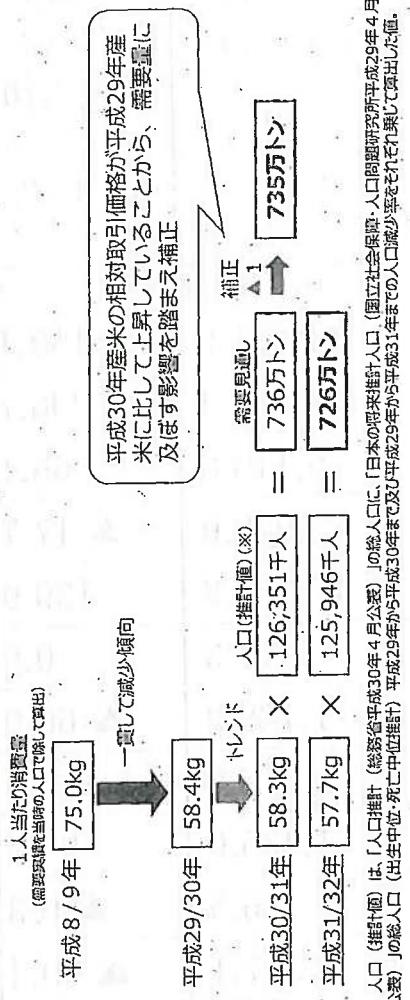
I 米穀の需給の見通し

【1 平成30/31年の主食用米等の需給見通し】

		(単位:万トン)	
平成30年6月末民間在庫量	A	190 (確定)	
平成30年産主食用米等生産量	B	733 (0.015現在予測販路)	
平成30/31年主食用米等供給量計	C=A+B	923	
平成30/31年主食用米等需要量	D	735	
平成31年6月末民間在庫量	E=C-D	188	

<需要見通しの算出方法の見直し>

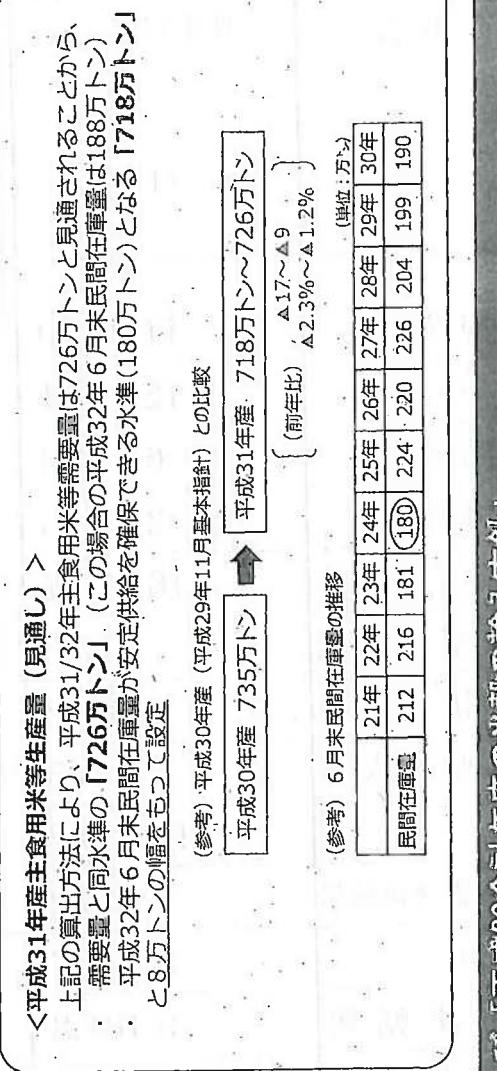
これまで、平成8/9年から直近までの需要実績を用いたトレンドで算出してきたところであるが、平成20年をピークに我が国の人口が減少局面に入つたことを踏まえ、より実情に即した需要見通しを算出する観点から、1人当たり消費量(推計値) [人口(推計値)] を秉じて算出する方法に見直し。



【2 平成31/32年の主食用米等の需給見通し】

		(単位:万トン)	
平成31年6月末民間在庫量	A	188	
平成31年産主食用米等生産量	B	718 ~ 726	
平成31/32年主食用米等供給量計 C=A+B		906 ~ 914	
平成31/32年主食用米等需要量 D		726	
平成32年6月末民間在庫量 E=D-D		180 ~ 188	

注: 平成31/32年主食用米等需要量については、那時点で平成31年産米の価格の状況を考慮して算出するため、価格の変動が生じた場合は需要量への影響は見込んでない。



II CPTPP協定発効に伴う「備蓄米の運営」及び「平成30会計年度の米穀の輸入方針」

- 備蓄米の基本的な買入数量は、現行の20万トンに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP協定」という。)に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた、21万トン程度となる。
- 平成30会計年度の輸入方針については、従来の輸入方針(年間77万トン(うちSBS方式による輸入10万トン))に加え、CPTPP協定に基づく輸入を実施(SBS方式により運用する豪州に対する国別枠の予定数量年間2千トン)。

平成31年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(数量)

市町名	31年産当初 ①	30年産当初 ②	30年産との差	
			当初比較 ③=①-②	増減率 ④=③/②
加賀市	11,281.0	11,091.9	189.1	1.7
小松市	12,949.1	12,652.4	296.7	2.3
能美市	6,181.9	6,116.8	65.1	1.1
川北町	2,957.3	2,975.0	▲ 17.7	▲ 0.6
白山市	16,479.7	16,339.8	139.9	0.9
うち翠星高校	17.3	17.3	0.0	0.0
野々市市	1,122.2	1,188.2	▲ 66.0	▲ 5.6
うち県立大学	5.5	6.0	▲ 0.5	▲ 8.3
金沢市	11,529.2	11,435.0	94.2	0.8
うち県農業試験場	45.2	45.5	▲ 0.3	▲ 0.7
河北郡市	8,457.7	8,517.1	▲ 59.4	▲ 4.1
うち津幡町	5,181.8	5,275.4	▲ 93.6	▲ 1.8
うち内灘町	236.9	246.1	▲ 9.2	▲ 3.7
うちかほく市	3,039.0	2,995.6	43.4	1.4
羽咋市	7,590.6	7,362.4	228.2	3.1
宝達志水町	4,670.5	4,618.7	51.8	1.1
志賀町	8,027.1	7,976.5	50.6	0.6
中能登町	5,278.4	5,179.6	98.8	1.9
七尾市	9,474.9	9,522.0	▲ 47.1	▲ 0.5
穴水町	1,919.9	2,107.7	▲ 187.8	▲ 8.9
輪島市	5,145.0	5,694.1	▲ 549.1	▲ 9.6
能登町	3,978.2	4,132.0	▲ 153.8	▲ 3.7
珠洲市	3,953.3	4,086.8	▲ 133.5	▲ 3.3
計	120,996.0	120,996.0	0.0	0.0

平成31年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(面積換算)

市町名	31年産当初 ①	30年産当初 ②	30年産との差	
			当初比較 ③=①-②	増減率 ④=③/②
加賀市	ha 2,104.7	ha 2,069.4	ha 35.3	% 1.7
小松市	ha 2,429.5	ha 2,373.8	ha 55.7	% 2.3
能美市	ha 1,144.8	ha 1,132.7	ha 12.1	% 1.1
川北町	ha 528.1	ha 531.3	▲ ha 3.2	▲ % 0.6
白山市	ha 2,958.7	ha 2,933.5	ha 25.2	% 0.9
うち翠星高校	ha 3.1	ha 3.1	ha 0.0	% 0.0
野々市市	ha 201.5	ha 213.3	▲ ha 11.8	▲ % 5.5
うち県立大学	ha 1.0	ha 1.1	▲ ha 0.1	▲ % 9.1
金沢市	ha 2,155.0	ha 2,137.4	ha 17.6	% 0.8
うち県農業試験場	ha 8.4	ha 8.5	▲ ha 0.1	▲ % 1.2
河北郡市	ha 1,603.0	ha 1,611.1	▲ ha 8.1	▲ % 3.4
うち津幡町	ha 977.7	ha 993.5	▲ ha 15.8	▲ % 1.6
うち内灘町	ha 46.4	ha 48.1	▲ ha 1.7	▲ % 3.5
うちかほく市	ha 578.9	ha 569.5	ha 9.4	% 1.7
羽咋市	ha 1,471.0	ha 1,424.1	ha 46.9	% 3.3
宝達志水町	ha 906.9	ha 895.1	ha 11.8	% 1.3
志賀町	ha 1,599.0	ha 1,585.8	ha 13.2	% 0.8
中能登町	ha 1,064.2	ha 1,044.3	ha 19.9	% 1.9
七尾市	ha 1,949.6	ha 1,955.2	▲ ha 5.6	▲ % 0.3
穴水町	ha 415.6	ha 455.2	▲ ha 39.6	▲ % 8.7
輪島市	ha 1,090.0	ha 1,201.3	▲ ha 111.3	▲ % 9.3
能登町	ha 866.7	ha 896.3	▲ ha 29.6	▲ % 3.3
珠洲市	ha 834.0	ha 862.2	▲ ha 28.2	▲ % 3.3
計	ha 23,322.3	ha 23,322.0	ha 0.3	% 0.0

平成31年産米の配分に係る市町別基準単収

	31年産米配分 基準単収 (kg/10a) ①	30年産米配分 基準単収 (kg/10a) ②	基準単収の増減 (kg/10a) ③=①-②
加賀市	536	536	0
小松市	533	533	0
能美市	540	540	0
川北町	560	560	0
白山市	557	557	0
野々市市	557	557	0
金沢市	535	535	0
津幡町	530	531	▲ 1
内灘町	511	512	▲ 1
かほく市	525	526	▲ 1
羽咋市	516	517	▲ 1
宝達志水町	515	516	▲ 1
志賀町	502	503	▲ 1
中能登町	496	496	0
七尾市	486	487	▲ 1
穴水町	462	463	▲ 1
輪島市	472	474	▲ 2
能登町	459	461	▲ 2
珠洲市	474	474	0